監　査　第 19 号
平成２８年８月１日

Ａ　様

米沢市監査委員　大　澤　悦　範

米沢市監査委員　工　藤　正　雄

米沢市職員措置請求について（通知）

平成２８年７月５日付けで提出された米沢市職員措置請求書については、地方自治法（以下「法」という。）第２４２条第２項に定める請求要件を欠いており、法に適合していないので、これを受理せず却下することが相当であると決定し通知します。

記

第１　請求の内容

請求人から提出された請求の内容は次のとおりである。

１　当事者が行った行為・又は怠ったこと

米沢市は平成 25 年 10 月 23 日に(有)Ｓと米沢市業務委託契約を締結したが、前税務課長Ｂ・前税務課長補佐Ｃ・税務課土地係長Ｄの３名は当事者だった。

契約書には平成 27 年度鑑定評価（農地・山林）及びコンサルタント調査に関する業務仕様書・約款・状況類似地区標準地選定調書（別紙 1・2・3）が添付され、約款に従い契約を履行すると記載されている。

この契約の履行期間が平成 25 年 10 月 23 日から平成 26 年 3 月 25 日までだった事から、Ｂ・Ｃ・Ｄの３名は、約款第 10 条に従えば、受注者立会いで検査を実施していたと推察すれば、契約が履行された事を確認の上成果を受領した事になる。

此の時、杜撰・馴合いの元に検査を実施した為、別紙 3 に鑑定評価を実施する物件の地名地番が明記されていたにも拘らず、別紙 3（基 1）の鑑定評価位置が異なる事に気付かず、契約が履行されていないにも拘らず、成果を受領し業務委託料を支払っていた。

税務課長Ｅは平成 26 年 4 月 1 日税務課長に就任し、前記の成果を元に評価替えの資料作成を行っていたが、平成 26 年請求者の指摘により鑑定位置の違いに気付きながら、受託業者の詭弁を受け入れ約款第 13 条の措置を取らなかった。

尚、Ｃ・Ｄの２名は請求者からの指摘が有る以前から、受託業者が鑑定評価した位置と別紙 3 で支持した位置が異なる事を認識していたと思われる。

2　違法又は不当となる理由

不動産鑑定士は国交省の不動産鑑定基準に基づき、受託物件の確認・現地調査を行う義務がある、しかし受託業者は当局が「現地を熟知した不動産鑑定士」と請求者に説明した様に長年に亘り同じ業務を受託していることから、現地調査を怠り実際調査すべき位置と異なる写真撮影が容易な位置で写真撮影を行い、現地の現況写真とし成果報告書に添付し、別紙3に記載された地名地番を記載する事により、適正に指定位置の鑑定評価を実施したかのように偽装していた。

担当課職員が標準地として選定した位置の所在を承知し、選定した土地所有者の承諾を得、標準地として選定した位置を少なくとも3年に1度、又は就任時に確認していれば防げた偽装工作だった。

上記の4名は職責上当然にこれらの成果を検査し、不正・成果に不備が有れば指摘の上、是正を要求する義務が有ったにも拘らず、請求者からの指摘後、受託業者からの意味不明のいい訳を受けいれた行為は職務怠慢であり、約款第10・13条に違反している。

3　生じた損害および、予想される損害

すでに被った損害

ア　契約の履行を約款通り成されたか確認しないまま支払った業務委託料。

イ　請求者が評価位置の違いを原因として固定資産評価審査委員会に申立てた事により開かれた同委員会の出席委員の報酬。

今後発生が確実に予想される損害

ア　申立てが却下された事から請求者が提起する訴訟対策費用

4　請求する措置

関係職員に既に被った損害及び、今後発生する損害を補填する事を求める。

5　提出書類

請求人からの提出書類

・理由説明書1部。

・情報公開により取得した業務委託契約書一式。

・固定資産評価審査委員会採決決定理由書写し一式。

なお、平成28年7月7日に請求人に対し資料の追加提出を求めたが承諾されなかったため、米沢市固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）に対し平成28年7月13日付け監査第16号において下記書類の開示を求め認められた。

・請求人が平成27年7月31日付けで提出した審査申出書に係る本審査会での審査資料一式

・審査委員会が請求人に対し平成28年3月31日付けで発出した審査決定通知書及び審査決定書

また、請求人が指摘する業務委託契約の委託料支出日等について、財務会計システムで当該支出負担行為書及び支出命令書を確認した。

第２　要件審査の実施

本件監査請求を受理するに当たり、要件を具備しているか審査を行った。

１　審査対象事項

請求人は、監査請求書の中で上記１から４において述べているが、３で述べている「すでに被った損害」のイ及び「今後発生が確実に予想される損害」のアについては、その前段の１及び２において、その違法性および不当であることについて一切触れられておらず、又、請求人が述べている請求の要旨及び違法又は不当となる理由の中でも監査請求する対象として具体的に特定されていない。

よって、その２点については監査請求の要件を満たしていないため不適法とした。

したがって、本件監査請求書中、３のアを審査対象とした。

２　期間制限についての判断

法第 242 条第１項は、普通地方公共団体の住民が、違法若しくは不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結、履行、④債務その他の義務の負担のほか、違法若しくは不当に⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に対して、監査請求できることを規定している。このうち、①から④は同条第２項の期間制限１年の対象となるが、⑤、⑥を対象とする期間制限については、「当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合には、期間制限を適用すべきものではない。例外として、監査委員は当該行為が違法であるか否かを判断しなければ当該怠る事実の監査を遂げることができないという関係にある場合には期間制限規定を適用すべきものである。」（最高裁平成 14 年７月２日判決）としている。

本件監査請求は、平成 27 年度鑑定評価（農地・山林）及びコンサルタント調査に関する業務の委託料の支出が不当であるとの請求で、①公金の支出③契約の締結、履行に関する監査請求であると推認されることから、法第 242 条第２項の規定が適用されるものと判断した。

３　法第 242 条第２項の適用について

法第 242 条第２項では、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない」と規定している。

この規定の解釈については、「法第 242 条第２項本文は、普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めた。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、一年を経過してからはじめて明らかになった場合等にも右の趣旨を貫くことが相当でないということはいうまでもない。そこで、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるとしたのである。したがって、右のように当該行為が秘密裡にされた場合、同項ただし書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請

求をしたかどうかによって判断すべきものといわなければならない。」（最高裁昭和 63 年 4 月 22 日判決）とされている。

4　本件監査請求の期間制限の始期

公金の支出は、「支出負担行為、支出命令及び支出については、地方自治法第 242 条第 2 項本文所定の監査請求期間は、それぞれの行為のあった日から各別に計算すべきものである。」（最高裁平成 14 年 7 月 16 日判決）とされている。

本件監査請求は平成 25 年 10 月 23 日に締結した業務委託について、契約の履行を約款通り成されたか確認しないまま支払ったことを対象として措置を求めていることから、契約締結に伴う支出負担行為日、業務完了に伴う支出命令日、及びその支出日を始期とすることと判断した。

当該行為の支出負担行為日は平成 25 年 10 月 23 日、支出命令日は平成 26 年 3 月 28 日、支出日は平成 26 年 4 月 11 日となっており、監査請求書が提出された日は各々から優に 2 年を超えている。

5　正当な理由について

正当な理由の有無については、前記 3 において最高裁昭和 63 年 4 月 22 日判決を述べているが、その基準については「当該行為が住民に隠れて秘密裡にされていた場合、そして、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。したがって、そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」（最高裁平成 14 年 9 月 12 日判決）とされている。

また「相当の注意力をもってする調査」とは、「マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報等だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧等できる情報等については、それが閲覧等をすることができる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるものである。」（東京高裁平成 19 年 2 月 14 日判決）とされている。

そこで、請求人が一年以上経過後に監査請求する、法第 242 条第 2 項ただし書に定める「正当な理由」の要件を満たしているかどうかについて検討を行った。

(1) 当該行為が秘密裡であったかどうかについて

請求人は、措置請求書において、不動産鑑定士と締結した業務委託契約について契約の履行を約款どおり成されたか確認しないまま業務委託料を支払ったと述べている。

当該契約及び支出に関しては、平成 26 年 9 月定例会において市議会の議決を経た平成 25 年度米沢市一般会計決算書の中でその支出が明らかになっており閲覧可能であったこと、米沢市情報公開条例に基づき業務委託契約書の開示請求ができる状態にあったこと、実際に請求人に対し開示された契約書を確認すると契約者の印影のみが黒塗りされておりその内容については明らかであることから、本件が秘密裡にされていたとは言えないと判断した。

(2)「相当な期間内」に監査請求したかどうかについて

請求人は、措置請求書添付資料の理由説明書において様々述べているが、請求人が不動産鑑定士の関わり等について、いつ頃認識していたか、措置請求書添付資料及び審査委員会の開示資料から判断したい。

ア　請求人は、措置請求書に添付した理由説明書の5に、平成27年7月31日付けで審査委員会へ審査申出書を提出したと記載している。審査申出書の内容を確認したところ、審査申出明細書（土地）の申出の理由六に「山林の評価は精通者意見等を参考にするのが通常であるのに、現地すら知らない不動産鑑定士に任せている」と記載している。

イ　請求人は、審査委員会へ平成27年8月25日付けで提出した反論書の一の2に「当局が標準地としている大字赤崩南大沢二21901-1の土地は県の基準値と同じ地名地番であり同じ物件を示していると思えるが、県の公表する位置と市の示す位置は明らかに違い、再三指摘しているが県と協議した様子も見られず、位置が疑われる場所で算出した基準地価・標準地価格は不動産鑑定士の鑑定結果により算定したとする当局の主張も信用性が疑われる」と記載している。

ウ　請求人は、審査委員会へ平成27年10月8日付けで提出した再反論書の4反論(4)①に「当局の依頼している不動産鑑定士は、現地を確認せずに鑑定評価を実施している事は税務課長の10月1日の現地での説明から明らかです。」と記載している。

エ　請求人は、審査委員会へ平成27年11月26日付けで提出した新たな主張の二の1に、「平成27年11月18日県土地利用政策課職員2名と基準値付近で立ち会った結果から、県の基準値が現地と異なる場所を基準値と判断していた事が確認できました。」と記載している。

オ　請求人は、審査委員会へ平成27年11月26日付けで提出した新たな主張の二の2に、「しかし、当局も平成27年度の評価額を算定するにあたり、不動産鑑定士が鑑定した場所は標準地では無く、標準地に至る林道の始まりに有る集落から400m山側に入った場所で鑑定を行っている事が判明しました。」と記載している。

上記アからオまでの内容から判断すると、不動産鑑定士が鑑定評価に関わっており、その鑑定している場所が本来の位置と異なっていたことを、アからオのいずれの時点でも請求人自身が認識していたのは明らかである。

「相当な期間」について、最高裁判例等を参考に上記アからオまでの内容を判断すると、オの時点である平成27年11月26日を基準にした場合でも、本件監査請求を受け付けた日は同日から7か月以上経過しており、監査請求書及びその事実を証する書面の作成に要する日数を考慮しても「相当な期間」内に監査請求されたものとは認めることはできない。

なお、審査委員会に審査申出書を提出し審査の動向を見守っていたとしても、監査請求の提出については最高裁判例において「本件支出の調査を進めていたとしても、そのことは監査請求ないし住民訴訟の提起とは何らかかわりがないから、被上告人が同委員会の調査の動向を見守っていた故をもって、本件監査請求について法第242条第2項ただし書きにいう正当な理由があるということはできない。」（最高裁昭和63年4月22日判決）とされており、このたびの請求人からの監査請求についても上記判例と同様に本件監査請求には何もかかわりのないことであるので、それによって「正当な理由」に影響を及ぼすものではない。

したがって、(1)及び(2)から本件監査請求には１年以内に監査請求できなかったことの「正当な理由」があるとは認められないと判断した。

第３　結論

以上のことから、本件監査請求は、対象とされている財務会計上の行為があった日から１年を経過した後に提出されたことについて、地方自治法第242条第２項ただし書きに規定する正当な理由があると認められず、法に適合していないので受理せず却下する。